

香川県パスポートセンター広告事業に関する契約書（案）

香川県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、香川県パスポートセンター（以下「施設」という。）における広告事業の実施に関し、次の条項により契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、各々対等な立場における合意に基づいて、法令を遵守し、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（目的）

第2条 乙は、甲が適切と認める広告を施設において掲示できるものとし、甲は、これを承諾する。

2 乙は、この契約書のほか、仕様書、香川県広告事業実施要綱（以下「要綱」という。）、香川県広告事業実施基準（以下「基準」という。）及び香川県パスポートセンター広告事業実施要領（以下「要領」という。）に定めるところに従い、前項に規定する施設における広告の掲示及び掲示した広告の維持管理（以下「業務」という。）を行わなければならない。

3 乙は、甲の指示に従い、正確・迅速にして善良なる管理者の注意義務をもって業務を行わなければならない。

募集要項で定められた期間

（契約期間）

第3条 乙が業務を行うことができる期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

（広告料）

第4条 広告料は、 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）とする。

（権利義務の譲渡の禁止）

第5条 乙は、この契約から生ずる一切の権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

（再委託の禁止）

第6条 乙は、この契約の履行について、業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、乙が、委託しようとする受託者の名称、業務の範囲、理由、その他甲が必要とする事項を書面をもって甲に申請し、甲の書面による承認を得たときは、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書の規定により、業務の一部を第三者に再委託するときは、当該第三者の行為のすべてについて責任を負うものとする。

（秘密の保持）

第7条 乙は、業務の実施に関し知り得た事実について、その秘密を守らなければならない。また、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（個人情報の保護）

第8条 乙は、この契約による業務を実施するため個人情報を取り扱うに当たっては、香川県個人情報保護条例（平成16年香川県条例第57号）及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（事故発生時の報告等）

第9条 乙は、業務の実施に関し、事故その他契約の履行を行い難い事由が生じたときは、直ちに甲に報告し、その指示に従うものとする。

2 乙は、広告の掲示及び撤去の際、施設をき損したときは、直ちに甲に報告し、その指示に従い、乙の負担により復旧するものとする。

（監督及び法令上の責任）

第10条 乙は、本業務に従事する者を指揮監督し、労働基準法、労働者災害補償保険法その他の関係法令上のすべての責任を負わなければならない。

(法令の遵守)

第11条 乙は、甲が提示する関係法令及び関係規程を遵守しなければならない。

(広告料の支払)

第12条 乙は、広告料を、甲の定める日までに、甲の発行する納入通知書により納入するものとする。

- 2 甲は、乙が前項の期日までに広告料を支払わない場合は、前項に規定する支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該未支払額に当該支払期限が経過した日における民法（明治29年法律第89号）第404条に定める法定利率を乗じて算定した遅延損害金の支払を請求することができる。

(広告の作成等)

第13条 広告は、乙の責任及び負担で作成するものとする。

- 2 乙は、作成した広告を、甲の指定する日までに甲に提出し、広告の内容等について甲の審査を受け、甲の承認を受けなければ、掲示してはならない。
- 3 乙は、前項に規定する審査において、甲から広告の内容等の修正等の指示を受けたときは、これに従わなければならない。

(広告の掲示期間)

第14条 広告の掲示期間は、原則として1年単位とする。

- 2 広告を掲示する開始日（以下「広告掲示開始日」という。）は、原則として当該広告を掲示する月の初日とする。
- 3 広告を掲示する終了日（以下「広告掲示終了日」という。）は、原則として当該広告を掲示する月の最終日とする。

(広告の掲示及び撤去等)

第15条 施設における広告の掲示及び撤去は、乙が行うものとし、これに要する費用は乙の負担とする。

- 2 乙は前項の掲示及び撤去について予め甲と協議し、甲の承認を得なければならない。
- 3 第1項の掲示及び撤去は、施設の利用を妨げることをしないよう配慮して行わなければならない。
- 4 第1項の規定に関わらず、契約期間の最終日を過ぎても乙の掲示した広告が施設に掲示されている場合には、甲が当該広告を撤去できるものとし、これに要する費用は乙の負担とする。

(広告の維持管理)

第16条 掲示中の広告は、乙が維持管理を行い、常時適正な状態に保つこととし、これに要する費用は乙の負担とする。

(広告の内容等の修正等の指示)

第17条 甲は、掲示中の広告の内容等が、仕様書、要綱、基準及び要領等の規定に反するに至ったと判断したときは、乙に対して当該広告の内容等の修正等を指示することができる。

- 2 乙は、前項の指示を受けたときは、これに従わなければならない。

(広告内容の変更等)

第18条 乙は、掲示中の広告の内容等を変更することができる。

- 2 前項の場合においては、第13条第2項及び第3項の規定を準用する。この場合において「掲示」とあるのは「変更」と読み替えるものとする。

(業務の内容の変更等)

第19条 甲は、この契約締結後の社会状況の変化等により、業務の内容の全部又は一部を変更又は中止することができる。

(暴力団等による不当要求行為の排除)

第20条 乙は、契約の履行に当たって、暴力団等（暴力団、暴力団関係者その他不当要求行為を行うすべての者をいう。）から不当要求行為（不当又は違法な要求、妨害行為その他契約の適正な履行を妨げる一切の不当又は違法な行為をいう。）を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

- 2 乙は、契約の履行に当たって、暴力団等から不当要求行為による被害を受けた場合は、その旨を速やかに甲

に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出しなければならない。

- 3 乙は、契約の履行に当たって、第6条第1項ただし書の規定により甲の承認を得た乙の再委託先の第三者が暴力団等から不当要求行為を受け、又は不当要求行為による被害を受けた場合は、乙に報告するよう再委託先の第三者を指導し、その報告を受けたときは、甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(契約の解除)

第21条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 第12条第1項に規定する期日までに広告料の納付がないとき。
- (2) この契約、仕様書、要綱、基準又は要領に違反したとき。
- (3) 乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 代表一般役員等（乙の代表役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合には代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）をいう。）、一般役員等（法人の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所を代表する者（代表役員等に含まれる場合を除く。）をいう。）又は経営に事実上参加している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員以外の者で同条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。

イ 代表一般役員等が、業務に関し、自社、自己若しくは第三者の不正な財産上の利益を図るため又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加えるため、暴力団又は暴力団関係者を利用したと認められるとき。

ウ 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与したと認められるとき。

エ 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ 契約等の相手方がアからエまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、当該者と再委託契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用したと認められるとき。

カ アからエまでのいずれかに該当する者と再委託契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用していた場合（オに該当する場合を除く。）に、甲が当該再委託契約又は資材等の購入契約を解除する等当該者を利用しないよう求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。

- (4) 施設の広告掲示箇所を公用又は公共用に供するために必要であると甲が認めたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、広告事業を継続することが適切でないと甲が判断したとき。

- 2 甲は、前項に定める場合のほか、必要があると認めるときは、乙と協議の上、この契約を解除することができる。

(談合その他不正行為による契約解除)

第22条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、書面をもって乙に通知することにより、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 乙（法人にあっては、その役員及び使用人を含む。次号において同じ。）の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- (5) 乙の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

(違約金)

第23条 乙は、第21条第1項又は前条の規定により契約が解除されたときは、広告料の10パーセントに相当する金額を違約金として、甲の指定する日までに支払わなければならない。

- 2 前項の違約金は、損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

(原状回復義務)

第24条 乙は、第3条に規定する期間が満了する日までに、又は第21条及び第22条の規定によりこの契約が解除されたときは、甲の指定する日までに、施設において広告の掲示に使用した部分を原状に回復しなければならない。ただし、甲の承認を得たときは、この限りでない。

(広告料の返還)

第25条 甲は、徴収した広告料は還付しないものとする。ただし、甲が第21条第1項第4号又は第5号の規定により契約を解除したとき、若しくは特別の事由があると甲が認めるときは、この限りでない。

- 2 前項ただし書の場合において還付する金額は、日割計算により算定するものとし、当該還付する金額には利息を付さない。

(損害賠償)

第26条 乙は、業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(談合その他不正行為による損害賠償金)

第27条 乙は、この契約に関して、第22条第1号から第4号までのいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、損害賠償金として、広告料の20パーセントに相当する額を甲の指定する日までに支払わなければならない。

- 2 前項の規定は、契約が完了した後においても適用があるものとする。

- 3 前2項の規定は、甲に生じた損害の額が第1項に規定する損害賠償金の額を超える場合においては、甲がその超過額につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(監督及び調査)

第28条 甲は、乙に対して本業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

(契約の費用)

第29条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第30条 この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の事務所の所在地を管轄する地方裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(その他)

第31条 この契約に定めるもののほか、業務の実施に関して必要な事項は甲が定める。

(疑義等の決定)

策32条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 香川県高松市番町四丁目1番10号
香 川 県
香川県知事 池田 豊人

乙